令和7年度 第2回

道営住宅入居申込みのしおり

募集する住宅

	-般世帯向け住宅	/ 1 = \
V-	一版に雷いけれた	く4ピノ

① 寿団地	(寿町6丁目5-1)	寿町6-5-1号棟	2 階	201 号室	2LDK/62.70m²
② 寿団地	(寿町2丁目6-11)	寿町2-6-11号棟	3 階	301 号室	3LDK/78.20m²
③ 双葉団地	(双葉町1丁目2-1)	双葉町1-2-1号棟	2 階	26 号室	3LDK/78.90m²
4 サンライズ北二条団地	(北2条東2丁目6-1)		8 階	81 号室	2LDK/57.00m²
●子育て世帯向け(主宅 〈2戸〉	>			
⑤ 高栄団地	(高栄西町8丁目1-7)	高栄西町8-1-7号棟	4 階	402 号室	2LDK/58.50m²
⑥ であえーる常盤団地	(常盤町1丁目1-4)	2号棟	2 階	205 号室	2LDK/58.50m²
●高齢者等世帯向I [*]	ナ住宅 <1月	=>			
⑦ コーポラス中ノ島	(中ノ島町2丁目1-3)	コーポラス中ノ島3号棟	1 階	16 号室	3LDK/68.70m²
●単身向け住宅	<3戸>				
⑧ 双葉団地	(双葉町1丁目2-1)	双葉町1-2-1号棟	4 階	46 号室	3LDK/79.40m²
⑨ 美山第二団地	(美山町南5丁目129-10)	F号棟	2 階	22 号室	3LDK/78.00m²
⑩ 美山第二団地	(美山町南5丁目129-10)	F号棟	3 階	36 号室	2LDK/67.00m²

住宅の詳細は、募集住宅案内をご参照ください

申込み受付

●受付期間 令和7年8月17日(日) から8月19日(火) まで

●受付時間 【17日、18日】午前10時00分 から 午後4時00分 まで 【19日】午前10時00分 から 午後7時00分 まで

●受付場所 【17日、18日】北ガス市民ホール(北見市民会館)2階7号室 (北見市常盤町2丁目1番10号)

【19日】有限会社 藤原工産 道営住宅指定管理者

(北見市北7条西5丁目2-2 コーポ光1階 左)

●公開抽選 令和7年8月27日(水) 詳細は11ページ参照

道営住宅とは

道営住宅とは、公営住宅法に基づき国の補助を受けて北海道が整備し、住宅に困窮している低額所得者を対象に供給している公的賃貸住宅です。

そのため、民間の賃貸住宅とは違い、収入制限や世帯状況などの資格要件があります。

入居申込み資格

*申込日現在、資格のない方は申込みできません。

- 道営住宅に入居の申し込みをすることができる方は、次の要件に該当する方です。 **共通申込資格**
 - ① 道内に居住されている方、道外から転居を希望される方、外国籍の方で在留カードを交付されている方。
 - ② 持ち家がなく、現に住宅に困窮している方。 現在、持ち家のある方や、公営住宅の名義人の方は、原則として申し込みができません。
 - ③ 入居しようとする世帯全員の収入が、北海道営住宅条例で定める基準の範囲である方。
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方。また、北海道警察本部への照会に同意できる方。 (女性、70歳以上の男性、18歳未満の男性、外国籍の方は調査対象外です。)
 - ⑤ 本人又は同居しようとする親族に道営住宅に係る未納の家賃及び駐車場の使用料、損害賠 償金その他道公営住宅等の使用に係る債務がないこと。

共通申込資格の他、申込区分(世帯向け・単身者向け)によっては、その条件を満たすこと。 また、特定目的住宅(高齢者等向け住宅・子育て世帯向け住宅・シルバーハウジング等)に申し 込む場合は、さらに特定目的ごとの条件を満たすこと。(7~10ページ参照)

申込みのご注意

- ① 申込みは、期間中1世帯につき1戸のみの申込みとなります。
 - ・申込み受付後における申込み内容の変更(希望住戸・家族構成・区分等)は一切できません。
 - 1世帯で2戸以上の申し込みをしたり、同居する人が他の申込者の家族になっている場合は申込み及び 当選などによる全ての資格を取り消します。
- ② 申込書、その他提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、当選しても失格になります。
- ③ 申込書に記載されていない方は入居できません。
 - 但し、申込み後に出生した子は除きます。なお、入居するときに同居親族が変更となる場合、当選は無効となることがあります。
 - ・受付から入居までの期間に離婚・別居等をした場合、当選は無効となります。
- ④ 持ち家のある方は、申込みができません。
 - ・持ち家を処分される場合には申込みできますが、申込みの際に売買契約書等の処分の証明となる書類を 提出していただきます。また、資格審査の際に持ち家でなくなったことを証明する登記事項証明書又は 滅失証明書等を提出していただきます。資格審査までに提出できない場合、当選は無効となります。
- ⑤ 結婚予定で申し込まれる方について
 - ・入居後、3か月以内に入籍される方に限り申込みを受け付けます。なお、入籍後に入籍を確認できる住 民票又は戸籍謄本のいずれかを提出していただきます。

入居決定までの流れ

λ	居決定手順	日 程
①申込み受付	入居申込書・収入を証明できるもの(写)が必要です。	令和7年8月17日~8月19日 受付:北ガス市民ホール ・
②公開抽選会	「仮当選者」及び「仮補欠当選者」を抽選により 選出いたします。	令和7年8月27日(水)午後2時より 会場:北見市民会館 2階 7号室
③仮当選の連絡	電話等にて資格審査に必要な書類をお知らせいたします。	令和7年8月27日
④必要書類提出	入居資格の審査に必要な書類を提出していただき ます。	令和7年8月28日~令和7年9月3日頃
⑤入居資格の審査	入居資格の審査をいたします。	令和7年9月4日~令和7年9月12日頃
⑥入居決定書発行	審査合格者へ「北海道営住宅入居決定通知」を交付いたします。	令和7年9月16日頃
⑦入居手続き	入居請書・敷金等の手続きを行います。	令和7年9月17日~令和7年9月30日頃
⑧入居の開始	入居は、入居可能日より10日以内に終えていた だきます。	令和7年10月17日~令和7年10月26日頃

申込み方法

「北海道営住宅入居申込書」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて申込みしてください。

- *申込書記載方法及び必要書類等についての説明が必要な方は、問い合わせ先までご確認ください。
- *「北海道営住宅入居申込書」の表裏両面の太枠内に記入してください。
- *「抽選カード」をお持ちの方は、忘れずに持参してください。
- *「特に居住の安定を図る必要があるもの」と認められる場合、規定により番号の嵩上げを行います。
- *申込書受付時に「道営住宅入居申込整理券」を発行いたします。

①収入を証明できるもの(該当するいずれかの書類)

区分	収入の状況	証明期間	証明書
<i>*</i>	現在の勤務先に令和6年1月1日以前から 勤務している方。	令和6年1月1日~ 令和6年12月31日	勤務先が発行した源泉徴収票
給与 所得者	現在の勤務先に令和6年1月2日以降に就職して1年間を経過している方。	申込日の前月から過去1年分	勤務先の証明
		就職した月の翌月から申込み の前月まで	(別記様式第1)
事 業 所得者	自営業の方。	令和6年度分	確定申告書控
年 金 受給者	年金・恩給等で生活している方。	「公的年金の源泉徴収票」・〔 「年金振込通知書」のうち、	
		市役所又は福祉事務所の証明(受給証明書)	
その他	世帯の中で18歳以上の収入の無い方。 (高校生以外)	無職無収入申出書(別記第3号様式)	

②その他の証明書類(次のいずれかに該当する場合に提出する書類)

区分	内容	証明書類
障がい者	本人又は同居の方が身体障がい、精神障がい等の認定を受けている方	交付を受けている手帳又は医師の 判定書の写しなど
母子•父子世帯	配偶者のいないひとり親で20歳未満の子を扶養している方	ひとり親家庭等医療費受給者証の 写しなど
別居扶養者	別居している被扶養者がいる方	被扶養者の健康保険証の写しなど
外国人の方	本人又は同居の方に外国人がいる方	在留カード又は特別永住者証明書 の写しなど
DV被害者	DV防止法による被害者の方で、保護や保護命令から5年を経過していない方	婦人相談所長の証明書又は裁判所 の保護命令決定書の写しなど
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者の方で、住居に 困窮している方	犯罪被害者であることの申立書
海外引揚者	海外から日本に引き揚げてきて5年を経過していない方	北海道援護事務主管課長の証明書の写し

月額所得の計算

入居収入基準について

道営住宅に入居を申し込む場合は、国が定めた月収額(政令月収)が15万8千円以下であることが必要です。但し、次に掲げる「裁量階層世帯」は、政令月収が21万4千円以下であれば入居申込みができます。

- *「裁量階層世帯」とは、高齢者や障がい者世帯のうち、民間賃貸住宅を確保することが困難で、住宅 に困窮している世帯を対象として、住宅を確保しやすいように入居収入基準を緩和したものです。
- ① 申込者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障がいのある方がいる世帯
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が国土交通省令で定める程度の方がいる世帯
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- ④ 海外から日本に引き揚げた後、5年を経過していない方がいる世帯
- ⑤ 申込者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方の世帯
- ⑥ ハンセン病療養所へ入所していた方がいる世帯
- ⑦ 小学校就学前の子供が同居する世帯
- ⑧ 小学校在学中の子供が同居する世帯
- 9 18歳未満の者が3名以上同居する世帯
- ⑩ ご夫婦の合計年齢が70歳以下であり、その婚姻の届け出の日から2年を経過していない新婚世帯
- ⑪ 入居者又は同居者が道外に在住し、道営住宅へ入居しようとする世帯(入居から3年を期限とする)

収入分位について

道営住宅は、低所得者層のために建設された住宅で、収入が低い世帯ほど家賃が低く設定されています。収入から月額所得を算出し、下表の「収入分位」を目安としてください。

	収入月額	収入分位
	0 円 ~ 104,000 円	1 (])
一般階層世帯	104,001 円 ~ 123,000 円	2 (I)
	123,001 円 ~ 139,000 円	3 (II)
	139,001 円 ~ 158,000 円	4 (Ⅳ)
裁量階層世帯	158,001 円 ~ 186,000 円	5 (V)
双里泊岸记市	186,001 円 ~ 214,000 円	6 (VI)

入居後に収入が高くなり、一般階層世帯においては収入分位4(Ⅳ)を超えた場合、裁量階層世帯においては収入分位6(Ⅵ)を超えた場合、新たに収入超過者の対象となります。

計算の対象となる収入

- ① 給与収入(パート・アルバイトを含む)
- ② 厚生年金・厚生年金基金
- ③ 国民年金・恩給等の公的年金
- ④ 事業所得・報酬
- ⑤ 配当所得
- ⑥ 不動産所得・その他所得等
- ※ パート・アルバイト、季節労働や勤め始めて間もない収入も計算します。
- 但し、申込日においてすでに辞めた仕事の収入は除外します。

計算の対象外の収入(例)

仕送り・雇用保険金・労災保険金・休業補償・障害年金・遺族年金・一時所得・生活保護法による扶助金

年間総所得金額の算出

〇年間税込総収入(受給)金額の対象期間

	令和6年1月1日以前の)就職•転職	令和6年1月~令和6年12月の1年分	
給与		1年以上	申込日の前月から過去1年分	
· 事業	令和6年1月1日 以降の就職・転職	1年未満1か月以上	働き始めた翌月から申込日の前月までの月平均×12+賞与等	
争耒			1か月未満	1か月見込み額×12
	申込日現在、退職して無	共 職	O円	
年金	令和6年1月1日以前 <i>0</i> .)受給分	令和6年度分の源泉徴収票の支払金額	
十立	令和6年1月2日以降の受給分		直近の支給額(1回分)×年間の支払回数	

①給与所得者の年間総所得金額の算出表

年間税込総収入金額(円)			年間総所得金額の計算	
Ο	0 ~ 550,999		OH	
551,000	~	1,618,999	年間税込総収入金額 -	- 550,000円
1,619,000	~	1,619,999	1,069,00	O円
1,620,000	~	1,621,999	1,070,00	O円
1,622,000	~	1,623,999	1,072,000円	
1,624,000	~	1,627,999	1,074,000円	
1,628,000	~	1,799,999	年間税込総収入金額を4,000で割り、	A × 0.6 + 100,000円
1,800,000	~	3,599,999	その答えの1円未満を切り捨てた後、	A × 0.7 - 80,000円
3,600,000	~	6,599,999	4,000を掛け戻したものを (A) A × 0.8 - 440,000円	
6,600,000	~	8,499,999	年間税込総収入金額 × 0.90 - 1,100,000円	
8,500,000	以上		年間税込総収入金額 — 1,950,000円	

給与所得と年金所得の双方の所得(合計金額10万円超)がある方の『給与所得の金額』

②年金所得者の年間総所得金額の算出表 (遺族・障害者年金の所得は〇円です。)

受給者の年齢	年間税込総受給額(円)		額(円)	年間総所得金額の計算
	0	~	1,100,000	O円
0.515	1,100,001	~	3,299,999	年間税込総受給額 — 1,100,000円
65歳 以上の方	3,300,000	~	4,099,999	年間税込総受給額 × 0.75 — 275,000円
7,2	4,100,000	~	7,699,999	年間税込総受給額 × 0.85 — 685,000円
	7,700,000	以上		年間税込総受給額 × 0.95 - 1,455,000円
	0	~	600,000	O円
	600,001	~	1,299,999	年間税込総受給額 — 600,000円
65歳 未満の方	1,300,000	~	4,099,999	年間税込総受給額 × 0.75 — 275,000円
3 - 7 - 3	4,100,000	~	7,699,999	年間税込総受給額 × 0.85 — 685,000円
	7,700,000	以上		年間税込総受給額 × 0.95 — 1,455,000円

[※] 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万以下の場合

③事業所得者の所得 税務署で決定された所得金額(収入金額-必要経費)

①で求めた給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)と②で求めた年金所得の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計金額から10万円を引いた残額を、①で算定した金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。 【租税特別措置法41条の3の3第2項】

控除対象者・控除額一覧表

		区分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控除額
1	基礎控除振替 1 給与所得者、 公的年金等所得者		本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方について は、その合計金額から10万円(合計金額が10万円未満の場合 はその額)の控除となります。	10万円まで (所得金額10万円未満の 時はその額)
2		別居者控除 (別居扶養者)	申込者以外で道営住宅に入居しようとする親族 (同居はしないが所得税法上の扶養親族)	38万円
	3	老人配偶者控除 老人扶養者控除	70歳以上の控除対象配偶者または所得税法上の扶養親族	10万円
特	4	寡婦控除	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円まで 所得金額から「1」の控除 した後の残額が27万円未 満のときはその額)
別	5	ひとり親控除	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円まで (所得金額から「1」の控 除した後の残額が35万円 未満のときはその額)
控	6	障がい者控除	障がい者がいる場合 (上記以外の身体障碍者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳) (上記以外の戦傷病者手帳)	27万円
除	7	特別障がい者控除	重度の障がい者がいる場合 (身体障害者手帳1・2級)・(精神障害者保健福祉手帳1級)・ (療育手帳A判定)・(戦傷病者手帳特別〜第3項症)(原爆被爆者)	40万円
	8	特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族 (控除対象配偶者及び婚約者は除く)	25万円

収入計算表

各表から導かれた年間総所得金額及び控除額を次の表にあてはめ、月収額を計算してください。

		年 間 総 所 得 金 額 				
		申込者本人	円			
		同居親族A	円			
		同居親族B	円			
		所得計(①)	円			
1	基礎控除振替	100,000 円 × 人 =	円			
2	同居者	380,000 円 × 人 =	円			
	別居の扶養親族	380,000 円 × 人 =	円			
3	老人配偶者・扶養者(70歳以上)	100,000 円 × 人 =	田			
4	寡婦控除	270,000 円 × 人 =	田			
5	ひとり親控除	350,000 円 × 人 =	田			
6	障がい者控除	270,000 円 × 人 =	円			
7	特別障がい者控除	400,000 円 × 人 =	円			
8	特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	250,000 円 × 人 =	円			
	_	控除計(②)	円			
		(① - ②) ÷ 12か月	円			

入居申込み条件

2ページの入居申込み資格のほか、区分・目的により下記の条件があります。

【一般世帯向け住宅の条件】

○ 現に同居し、又は同居しようとする親族がいること。

【単身向け住宅の条件】

○ 現に戸籍上の配偶者がいないこと、及び同居できる親族がいないこと。

【高齢者等向け住宅の条件】(上記一般世帯向け住宅又は単身向け住宅の条件に加え)

(世帯向け)

- 〇 次のいずれかに該当する方。
 - ア 入居者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方であること。
 - イ 入居者又は同居者のいずれかが60歳以上であり、かつ、同居者が入居者の配偶者のみであること 又は同居者が入居者の配偶者及び18歳未満の方のみであること。
 - ウ 4ページに掲げる「裁量階層世帯」の①~⑥に該当する方。

(単身向け)

- 〇 次のいずれかに該当する方。
 - ア 入居者が60歳以上の方。
 - イ 4ページに掲げる「裁量階層世帯」の①②③④⑥に該当する方。

【シルバーハウジング(高齢者等世話付き住宅)の条件】

○ 60歳以上の単身世帯・高齢者のみからなる世帯又は高齢者夫婦世帯であって、「**自炊が 可能な程度の健康状態にあるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢者のため独立し て生活するには不安があると認められる**」方に限られています。

シルバーハウジングとは、高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活が続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保険・医療・福祉サービスが一体的に整備された住宅です。

(1) 高齢者に配慮した住宅の整備

住宅の仕様は、玄関・共用施設・共用廊下等に手すりや段差解消、通路・出入口の有効幅員確保、介護可能な空間の確保について配慮しています。

なお、安全性や緊急避難等も配慮して1階に配置しています。

(2)安全に暮らせるための緊急通報システムの整備

緊急通報システムが設置されており、消防署や住宅介護支援センター等への緊急連絡網が整備されています。このため、**固定電話の加入が必要**となります。

(3)活動拠点となる高齢者生活相談所の整備

市が派遣する生活援助員が高齢者生活相談所に通勤して、高齢者等世話付き住宅(シルバーハウジング)の入居者に対して生活指導・相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等について援助します。

(4)申込方法

高齢者等世話付き住宅(シルバーハウジング)に入居を希望する方は、「北海道営住宅入居申込書」に必要書類を添付するほか「日常生活状況申出書」の設問に回答して提出してください。 なお、入居対象者に該当するかの判定手段として、必要に応じてオホーツク総合振興局より 事実確認のため訪問・聞き取り等の調査をする場合があります。

(5)入居決定

高齢者等世話付き住宅(シルバーハウジング)の入居に際しては、オホーツク総合振興局及び市役所等の各委員で構成する運営協議会において入居対象者を判定したうえで、募集戸数に対し応募数が超える場合は公開抽選により入居予定者を決定します。

【子育で世帯向け住宅の条件】

(1)申込み資格

- 現に同居又は同居しようとする親族のうち、1人以上が小学校入学前であること。
- 公営住宅法に定める政令月収が21万4千円を超えないこと。(裁量階層適用)

(2) 入居期限

- 入居することができる期間を定めて許可を行う。 入居継承を行う場合においても、新たに入居期限を定めて承認を行う。
- 入居期限は同居又は同居しようとする小学校就学前の子供が小学校を卒業する年の3月 31日までとする。

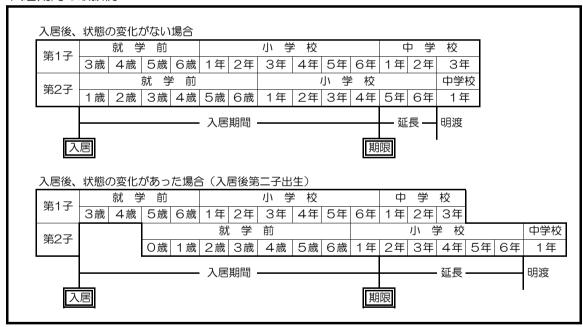
なお、これに該当する子供が2人以上の場合は、年齢が高い方によるものとする。

(3)入居期限の延長

○ 年齢が高い子供の小学校卒業により入居期限が到来したが、同世帯に他の子供がおり、その子供が小学校入学前から当該住宅に同居している場合は、当該子供が小学校を卒業する 年の3月31日まで入居期限を延長できる。

なお、入居期限を延長しようとする入居者は、当該住宅の入居期限の満了日までに入居期限の延長を申請するものとし、当該申請が適正と認められるときは新たに入居期限を定め 承認を行う。

入居期間の取扱例





(4)住宅の明け渡し

〇 道は、入居期限が到来した入居者に対して当該住宅の明け渡し請求を行うこととし、6か 月前までにその旨を当該入居者に通知する。

※明渡期限:満了日から起算して3か月(やむを得ない場合は6か月)以内

○ 入居期限の到来前であっても、現に同居する者の中に小学校就学前から当該住宅に同居している子供が居なくなった場合は、その事実が発生した日をもって入居期限が到来したものとする。

※明渡期限:その事実が発生した日から6か月(やむを得ない場合は12か月)以内

○ 入居者は、収入基準を超えている場合や、家賃の滞納がある場合などを除き、上記の明渡 しに伴って他の道営住宅(原則同一団地内)への住替え(特定入居)を行うことができる ものとする。

また、住替えに必要となる費用は、入居者の負担とする。

【車椅子対応住宅の条件】

- 入居者又は同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としている者であって、 次のいずれかに該当すること。
- ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当すること。
- イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であって、 その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項 症又は恩給法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当すること。

【転入世帯の条件】

○ 入居者又は同居者が道内の他の市町村に在住し、道営住宅へ入居しようとする世帯であること。

【移住世帯の条件】

○ 入居者又は同居者が道外に在住し、道営住宅へ入居しようとする世帯であること。





住み替えを希望する方の申込み資格

申し込み時点で、公営住宅に入居されている世帯は「住宅に困窮している方」に該当しないため、原則として道営住宅への入居申込みはできませんが、次のような事情がある場合に限り、申し込むことができます。

なお、現に収入基準(収入分位5以上)を超える方は申し込みできません。

①世帯人数が増えたこと等、現在の住宅よりも広い住宅を希望するとき。

世帯人数	現在の間取り(規模)	希望可能な間取り(規模)
3人以上	3DK以下	3LDK
5人以上	3DK以下	3LDK以上
5/BL	3LDK	4DK以上

②世帯人数が減ったこと等、現在の住宅よりも狭い住宅を希望するとき。

世帯人数	現在の間取り(規模)	希望可能な間取り(規模)
2人以下	3LDK以上	3DK以下

- ③概ね6か月を超える期間の通院を必要とするため、現在かかっている医療機関に、より近い 道営住宅に入居を希望するとき。
 - ・住み替え希望者が道営住宅入居者の場合 現在通院する医療機関に、より近い同規模の道営住宅を希望する場合。 (①または②に該当する場合は、別のタイプの住宅を申込みできます)
 - ・住み替え希望者が道営住宅以外の公営住宅入居者の場合。 申込みしようとする道営住宅が、現在入居している公営住宅と同じ市町村の区域にある場合、その道営 住宅が現在かかっている医療機関に最も近く、又は交通のうえで最も利便性が高いと認められる場合。
 - ※その道営住宅より通院のための利便性が高い、他の公営住宅がある場合は申込みできません。 ※仮当選後、医師の診断書等が必要です。
- ④入居者又は同居者の親・祖父母・子・孫の居住地から概ね2km以内の地域に所在する道営住宅に入居を希望するとき。ただし、募集する団地の中で最も近い道営住宅に限る。 ※仮当選後、近くに住みたい親等の住民票が必要です。
- ⑤入居者又は同居者の転勤等により、現在入居している公営住宅のある市町村以外の市町村にある 道営住宅に入居を希望するとき。
 - ※仮当選後、会社の異動証明書・採用証明書などが必要です。
- ⑥浴室のない公営住宅に住んでいる入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望するとき。
- ⑦高齢者等世帯向け住宅に入居する要件を満たしている方が、その道営住宅に入居を希望するとき。 ただし、現在入居している公営住宅がそれに相当する場合を除きます。
- ※市町村営住宅の入居者が道営住宅に住み替える場合、現在入居している住宅の住所・面積・ 部屋のタイプ・家族構成・家賃等を記載した市町村営住宅担当課が発行する証明書を提出していただきます。

入居予定者選定

募集の住宅ごとに抽選を行い、入居予定者を選定いたします。

*抽選結果は当社ホームページ上にて当選番号を公表するとともに当選された方にご連絡いたします。なお、仮補欠者へは通知しませんので、ご了承ください。

≪抽選を行う日時≫

日 時 令和7年8月27日 水曜日 午後2時から

場 所 北ガス市民ホール (北見市民会館) 2階 7号室 北見市常盤町2丁目1-10

≪抽選の方法≫

- *申込み受付時に発行した整理券に付された抽選番号を、パーソナルコンピュータ上の抽選ソフトウェアを用いて抽選し、決定いたします。
- *抽選では、募集する住宅ごとに「仮当選者」と「仮補欠当選者」を決定します。

「仮補欠当選者」

- *当選されなかった方から補欠者として登録します。
- *仮当選者として決定した方が入居を辞退した場合、または資格審査で失格になった場合に、仮補欠当選者を繰り上げて仮当選者とします。
- *仮補欠当選者は募集する住宅への入居者が決定した場合、または入居指定日を過ぎた時点で、その効力を失うこととなります。

優遇措置(当選率の引き上げ)

入居申込みの際に1枚の整理券を発行していますが、「連続落選者の当選率引き上げ」と「特に居住の安定を図る必要のあるもの」により、複数枚に増やして整理券を交付します。

「連続落選者の当選率引き上げ」

- *各年度の募集において1回以上申し込みをすると、連続申込年数を「抽選カード」に記録します。 連続して毎年1回以上申し込みをすることにより、その年数に応じて整理券を増やして交付します。 (初年度落選時に1枚増とし、2年度目以降は各年度毎1枚ずつ増となります。)
- *下記項目に該当した場合、連続申込年数の記録は消滅し、1年目(1枚)に戻ります。
 - ・入居申込書提出時に「抽選カード」を持参しなかった場合
 - ・各年度内に1度も入居申込みを行わなかった場合
 - 仮当選者として決定した方が入居を辞退した場合
 - 入居申込書提出後に、申込み資格のないことが判明した場合

「特に居住の安定を図る必要のあるもの」

- *世帯の状況に応じて整理券を増やして交付します。(複数項目に該当する場合は該当する項目の数) 優遇措置を受けた場合、資格審査の際に証明する書類の提出が必要となります。なお、虚偽の申告・ 証明書類の不備等があった場合は失格となります。
 - 4ページに掲げる「裁量階層世帯」のうち①245789⑩⑪に該当する世帯
 - ・現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとするひとり親等
 - ・4名以上のものと現に同居し、又は同居しようとするもの
 - DV被害者で、「一時保護の終了の日」「保護命令の発行の日」「母子生活支援施設の退所の日」から5年を経過していないもの
 - 犯罪被害者等で害を被った日より5年を経過していないもの
 - 入居者又は同居者が道内の他の市町村に在住し、道営住宅へ入居しようとする世帯
 - ・東京電力原子力事故により被災した支援対象避難者
 - その他知事が特に居住の安定を図る必要があると認めるもの

抽選後の手続き

抽選により仮当選者となられた方は、資格審査に必要な書類を提出してください。

- *期限を過ぎて書類の提出がない場合、それぞれの資格・許可は取り消されますので十分にご注意ください。
 - ・ 入居される方全員の住民票 (別居中の方が同居する場合は、その方の戸籍謄本又は抄本)
 - ・入居名義人及び18歳以上の方全員の市町村発行の所得証明書※課税年度 令和7年度 「令和6年中の所得」です。
 - 内縁関係にある方は、職場からの扶養を証明する書類等内縁関係がわかる書類
 - ・婚約中の方は、婚約証明書(所定様式)
 - ・母(父)子世帯の方は、戸籍謄本
 - 市町村営住宅からの入居の場合、市町村営住宅担当課が発行する証明書
 - 「子育て世帯向け住宅の期限付入居決定に関する承諾書」(「子育て世帯向け住宅」の場合のみ) ※入居期限に関する了解を、記名押印によって確認いたします。

入居手続き

資格審査合格後、次の手続きを行った方から「入居許可書」を発行いたします。

(1)入居請書の提出

入居には、本人・同居者以外の緊急連絡先(1人)の登録が必要です。 「入居請書」にその方の、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等をご記入いただきます。

- (2) 敷金の納付 (決定した家賃の2か月分に相当する額)
 - 上記書類の確認後、「敷金納付書」を発行いたしますので金融機関にて納付してください。
 ※住宅を退去する際に敷金を返還いたしますが、その際に未納家賃があったり、入居者の故意・過失等による住宅の汚損・破損等があった場合、敷金から未納家賃・修繕費等を差し引いて返還することとなります。また、敷金で不足する場合、追加請求します。

入居についてのご注意

- ① 家賃は、毎月分をその月の末日までに納入してください。 なお、家賃の納付は、預金口座からの自動振替が便利ですので是非ご利用ください。
- ② 団地内及び住宅内で、<u>犬・猫などの動物を飼育することはできません。</u> 飼育した場合には、住宅を明け渡していただくことにもなりますのでご承知おきください。
- ③ 一部住宅について、浴槽等の設備がない場合がありますが、その場合はリース等により各自の 負担で設置していただくことになります。
 - また、暖房器具・照明器具・網戸・灯油タンク(一部団地は設置済み)等も設置されていませんので入居者の負担で設置していただくことになります。
 - なお、設置したものについては、退去の際に撤去していただくことになります。
- ④ 入居の前に住宅内部の修繕に入りますが、壊れているものや使用する上で支障のある場合のみ 修繕します。(画鋲等の穴・小さなへこみ・汚れ等は、修繕いたしません。)
- ⑤ 入居は、入居可能日から10日以内に行っていただきます。

自治会について

道営住宅は共同住宅ですので、入居者の皆さんが共同で処理しなければならないことがたくさんあります。また、明るく住みよい生活を送るためには、入居者の皆さんが相互に思いやり、協力していただかなければなりません。

このことから、自治会組織の活動が大変重要となりますので、入居される方々は全員が自治会へ加入し、組織の取り決めに従ってください。

また、建物共用部の共益費(エレベーター・階段ホール・外灯・給水設備等の電気代、排水管・ 側溝等の清掃費、冬季間の除雪費、草刈り費等)は自治会で決定した自治会費で負担していますの で、遅れずに支払ってください。

駐車場について

駐車場整備済みの団地の駐車場は、次の条件を満たした場合に使用できます。 なお、駐車場の使用申込みの手続きは、入居決定後に行っていただきます。

- ① 原則として1住戸につき1台分
- ② 自動車の大きさは、原則として長さ480m以内、幅180m以内、高さ200m以内
- ③ 申込みできる方は、自動車車検証の使用者の氏名が道営住宅入居名義人又は入居者台帳に登載されている同居人に限ります。

駐車場の管理(駐車場所の割り振り等)は各自治会で行っていますので、入居の際に必ず自治会 まで連絡してください。

駐車場は有料(月額3,200円~3,850円)となっていますので、家賃と併せて納付してください。

車庫証明の申請について、家賃及び駐車場使用料に未納がある場合は許可できませんのでご注意ください。

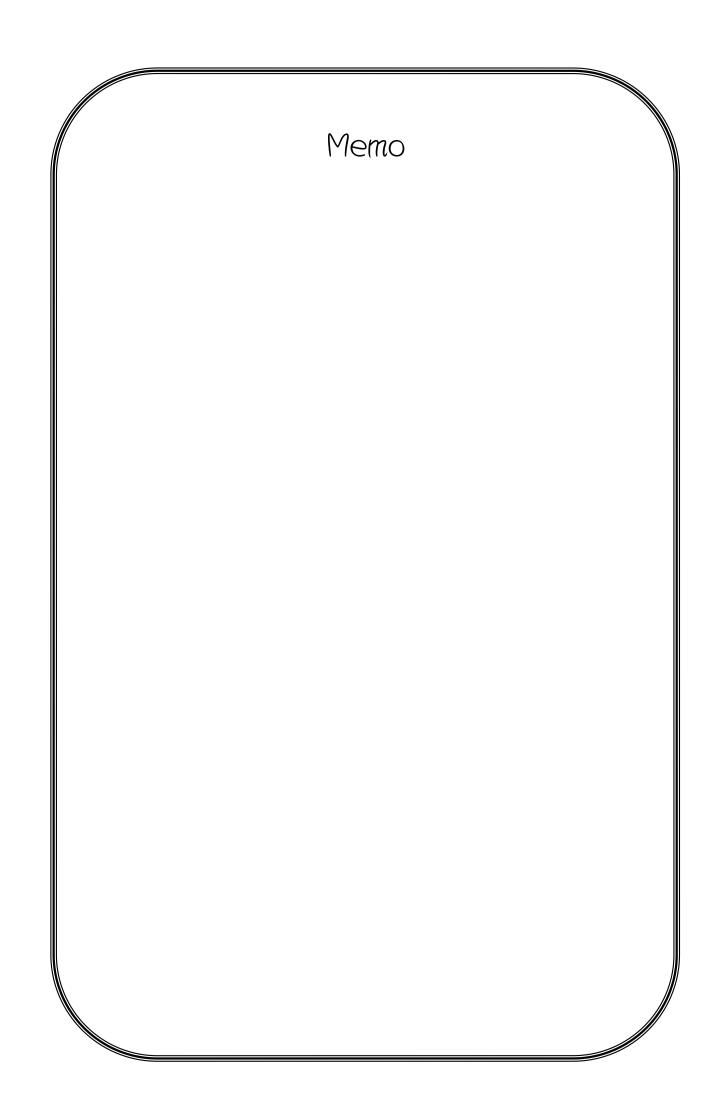
収入申告と入居後の家賃について

入居後の毎年の家賃は、入居者の収入・住宅の広さ・築年数・立地条件等により決定されるため、毎年収入を申告していただきます。

- ① 毎年8月頃に「収入申告書」を提出していただき、家賃額を決定いたします。
- ② 入居後、家族が異動(出生・転出等)もしくは収入のある方に変更が生じた場合には、 必ず届け出が必要となります。
- ③ 年金収入等、年間を通じて収入金額が変わらない場合であっても「収入申告書」は提出しなければなりません。

「収入申告書」の提出がない場合には **近傍同種の住宅の家賃**を課すことになりますのでご注意ください。

※近傍同種の住宅の家賃とは、民間家賃に準じて算定されたものをいい、減価償却費・修繕費・管理事務費等を計算したもので、その住宅の**最も高い家賃**です。



令和7年度 第2回 道営住宅入居者募集

募集住宅案内

所管する振興局名 オホーツク総合振興局

申込番号	団 地 名	号棟	部屋 番号	竣工	構造	募集戸	間取	面積	収	入分位(一般階層	를)	(裁量	階層)	北:	ガスリー	-ス	灯	油	暖房	暖房	エレベー	駐車場	募集区分
番号	凹地石	万保	番号	攻工	件坦	戸数	印机	m [*]	I 104, 000	II 123, 000	Ш 139, 000	IV 158, 000	V 186, 000	VI 214, 000	リー	ス品	リース料	形式	保証金	方式	調理器照 明	ター	使用料	券未区刀
1	寿	6-5-1	201	H7	中層耐火 3階建	1	2LDK	62.70	19,000	21,900	25,100	28,300	32,300	37,300	給湯器		1,155	集中 給油式	_	FF式 ストーブ	必要	無	有	一般世帯向け
2	寿	2-6-11	301	H8	中層耐火 3階建	1	3LDK	78.20	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	給湯器	l	1,155	集中給油式	_	FF式 ストーブ	必要	無	有	一般世帯向け
3	双葉団地	1-2-1	26	H2	中層耐火 4階建	1	3LDK	78.90	21,400	24,800	28,300	31,900	36,500	42,100	風呂釜	浴槽	2,915	タンク 必要	_	FF式 煙突式	必要	無	無	一般世帯向け
4	サンライズ 北二条	_	81	H17	高層耐火 10階建	1	2LDK	57.00	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	給湯器	l	1,155	集中給油式	_	FF式 ストーブ	必要	有	有	一般世帯向け
⑤	高栄団地	8-1-7	402	H26	中層耐火 5階建	1	2LDK	58.50	18,400	21,300	24,400	27,500	31,400	36,200	給湯器	1	1,155	集中 給油式	必要	FF式 ストーブ	必要	有	有	子育て世帯向け
6	であえーる 常盤	2	205	H30	高層耐火 10階建	1	2LDK	58.50	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	給湯器	l	1,155	集中給油式	必要	FF式 ストーブ	必要	有	有	子育て世帯向け
7	コーポラス 中の島	3	16	S60	中層耐火 4階建	1	3LDK	68.70	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	風呂釜	浴槽	2,090	タンク 必要	_	FF式 煙突式	必要	無	無	高齢者等世帯向け
8	双葉団地	1-2-1	46	H2	中層耐火 4階建	1	3LDK	79.40	21,200	24,400	27,900	31,500	36,000	41,600	風呂釜	浴槽	2,915	タンク 必要	_	FF式 煙突式	必要	無	無	単身向け
9	美山第二団地	F	22	H5	中層耐火 3階建	1	3LDK	78.00	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,100	給湯器	浴槽	2,310	タンク 必要	_	FF式 ストーブ	必要	無	有	単身向け
10	美山第二団地	F	36	H5	中層耐火 3階建	1	2LDK	67.00	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	給湯器	浴槽	2,310	タンク 必要		FF式 ストーブ	必要	無	有	単身向け

- ※申込番号③⑦⑧⑨⑩は、今回の募集にて応募者がいない場合、抽選日翌日から随時募集の受付を行います。
- ※道営住宅は、公営住宅法という法律に基づき管理・運営されます。そのため、入居される方にも保守管理義務や収入申告義務が生じます。
- ※道営住宅は、基本的に世帯(同居家族のある方)向けに建てられた公営住宅です。
- ※家賃は世帯の収入分位に応じた金額となります。なお、家賃を決定するため毎年収入を申告していただく必要があります。
- ※上記金額は家賃のみであり、別途リース料・自治会費・駐車場料金がかかります。
- ※入居を申し込む際、事前に住宅の下見をすることができません。
- ※入居前に部屋の破損を修繕しておりますが、基本的に美装等は行いませんので、部屋によっては多少の汚れが目立つこともあります。
- ※一部の住宅については浴槽等の設備の無い場合がありますが、その場合はリース等により各自の負担で設置していただくことになります。

申込番号 団地名 北見市寿町6丁目5-1 寿町 1戸 2LDK 寿 6-5-1号棟 (1)一般世帯向け住宅

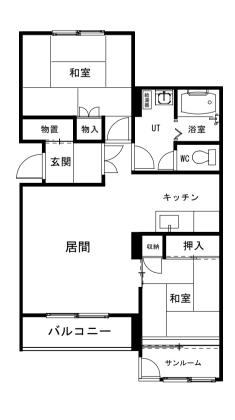
団地位置図



住棟配置図



2LDK 62.70m²



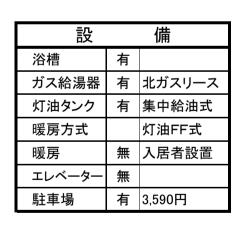
 申込番号
 団地名
 寿町
 3LDK
 1戸
 北見市寿町2丁目6-11

 一般世帯向け住宅

団地位置図



住棟配置図



3LDK 78.20m²



3

凹地石

双葉

双葉 1-2-1号棟

3LDK

1戸

北見市双葉町1丁目2-1

一般世帯向け住宅

団地位置図



住棟配置図

3LDK 78.90m²

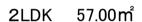
設		備
浴槽·風呂釜	有	北ガスリース
給湯器	無	入居者設置
灯油タンク	無	必要
暖房方式		灯油FF式·煙突式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	無	
駐車場	有	使用料0円



申込番号 団地名 北見市北2条東2丁目6-1 1戸 2LDK サンライズ北二条 一般世帯向け住宅



住棟配置図



設		備
浴槽	有	
ガス給湯器	有	北ガスリース
灯油タンク	有	集中給油式
暖房方式		灯油FF式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	有	
駐車場	有	3,850円



申込番号 団地名 北見市高栄西町8丁目1-7 高栄西町 1戸 2LDK 高栄 **(5)** 8-1-7号棟 子育て世帯向け住宅

団地位置図



住棟配置図

設		備
浴槽	有	
ガス給湯器	有	北ガスリース
灯油タンク	有	集中給油式
暖房方式		灯油FF式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	有	
駐車場	有	3,270円

※灯油契約時、保証金15,000円必要



 申込番号
 団地名
 北見市常盤町1丁目1-4

 であえーる常盤
 2号棟
 1戸

 子育て世帯向け住宅



住棟配置図

設		備
浴槽	有	
ガス給湯器	有	北ガスリース
灯油タンク	有	集中給油式
暖房方式		灯油FF式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	有	
駐車場	有	3,520円

※灯油契約時、保証金15,000円必要



2LDK

58.50m²

コーポラス中ノ島

3号棟

3LDK

1戸

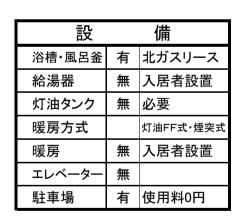
北見市中ノ島町2丁目1-3

高齢者等世帯向け住宅

団地位置図



住棟配置図



68.70m² 3LDK



(8)

双葉

双葉 1-2-1号棟

3LDK

1戸

北見市双葉町1丁目2-1

単身向け住宅

団地位置図



住棟配置図

3LDK 79.40m²

設		備
浴槽·風呂釜	有	北ガスリース
給湯器	無	入居者設置
灯油タンク	無	必要
暖房方式		灯油FF式·煙突式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	無	
駐車場	有	使用料0円



9

美山第二

F号棟

3LDK

1戸

北見市美山町南5丁目129番地10

単身向け住宅

団地位置図



住棟配置図

3LDK 78.00m²

設		備
浴槽	有	北ガスリース
ガス給湯器	有	北ガスリース
灯油タンク	無	必要
暖房方式		灯油FF式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	無	
駐車場	有	3,200円



(10)

美山第二

F号棟

2LDK

1戸

北見市美山町南5丁目129番地10

単身向け住宅

団地位置図



住棟配置図



設		備
浴槽	有	北ガスリース
ガス給湯器	有	北ガスリース
灯油タンク	無	必要
暖房方式		灯油FF式
暖房	無	入居者設置
エレベーター	無	
駐車場	有	3,200円



2LDK 67.00m²

お問い合わせ先

道営住宅 お客様センター

有藤原工産

〒090-0047 北見市北7条西5丁目2番地2 コーポ光1F左

> 電話 0157-33-4100 FAX 0157-33-4009



建物裏側にオホーツクビール様(道路並び)・



※入居申込様式等は、ホームページよりダウンロードできます (http://www.fk-japan.jp)